

令和7年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

- 1 期 日 令和7年12月6日(土) 午前10時から12時まで
 2 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
 3 委員出欠状況

☆甲(9名中 8名出席)

- | | | | |
|----------------|---------|-----------------|---------|
| 1 組 合 事務局長 | 大 野 徳 強 | 6 次期施設推進室室長 | 国 友 栄 一 |
| 2 組 合 庶務課長 | 久 古 耕 平 | 7 印西市クリーン推進課長代理 | |
| | | 推進係長 | 小 林 政 弘 |
| 3 印西CC 工場長 | 宮 本 純 一 | 8 白井市環境課長 | 鈴 木 陽 介 |
| 4 印西CC 業務班 副主幹 | 鈴 川 昭 夫 | 9 栄町経済環境課長 | ○欠席 |
| 5 印西CC 施設班 | 赤 城 英 之 | | |

☆乙(24名中20名出席)

- | | | | |
|---------------|---------|----------------------|---------|
| 1 小倉町内会 | ○欠席 | 15 小倉台7ビック21自治会 | 不在 |
| 2 牧の木戸一丁目自治会 | 木 曾 修 | 16 ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 篠 田 真一郎 |
| 3 木刈三丁目町内会 | 那 須 三 雄 | 17 セカンドスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4 木刈四丁目自治会 | 稲 熊 理 志 | 18 サードスクエア小倉台団地自治会 | 岡 畑 誠 治 |
| 5 木刈五丁目自治会 | ●出席 | 19 原山西町内会 | 不在 |
| 6 内野町内会 | 不在 | 20 木刈一丁目町内会 | 今 井 治 |
| 7 内野西団地自治会 | 渡 辺 統 之 | 21 ネオックス自治会 | 大 木 清一郎 |
| 8 内野東団地自治会 | 早 川 憲 彦 | 22 高花二丁目北自治会 | 柴 田 久美子 |
| 9 内野中央団地自治会 | 三 輪 世紀子 | 23 桜台4番街自治会 | ●出席 |
| 10 内野南第二団地町内会 | 竹之内 徳 子 | 24 桜台6番街団地自治会 | 中 根 徹 |
| 11 原山レジデンス自治会 | 松 本 里 枝 | 25 ガーデンハウス木刈自治会 | ○欠席 |
| 12 原山町内会 | 原 澤 良 知 | 26 大塚三丁目町内会 | 野 中 泰 史 |
| 13 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27 コロネード原山町内会 | 江 頭 正 幸 |
| 14 高花四丁目町内会 | 岩 井 邦 夫 | 28 原山花の丘自治会 | ○欠席 |

※氏名は、同意書で同意を頂いた方のみ掲載しています。

☆傍聴者 なし ☆事務局 3名

会議次第

- 1 開 会
- 2 議長選出（乙側委員）
- 3 議事録署名人の選出
- 4 議 事
 - （1）印西クリーンセンター操業状況について
 - （2）次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
 - （3）自治会からの質問事項の回答について
 - （4）その他
- 5 閉 会

配布資料

- ・ 次第、委員名簿、席次表
- ・ 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・ 搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・ 印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・（資料2）
- ・ 測定方法〔臭気濃度測定〕・・・・・・・・・・・・・・・・（資料3）
- ・ 次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・（資料4）
- ・ 自治会側から事前に提出された資料（写）について・・・・・・・・（資料5）
- ・ 自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・（資料6）

4 議 事

議事（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

それでは、令和7年度第3回印西クリーンセンター環境委員会と書いてある冊子の4ページをごらんください。

報告事項、操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についてご報告いたします。

表―1）令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。

令和7年4月から7月までは前回報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている8月分から10月分までを、ご報告いたします。

なお、事前に資料をお渡ししていることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和7年度の合計値と前年との比較をご報告させていただきます。

令和7年度のごみ搬入量合計は27,669トン、前年度と比較しますと1,047トン、約3.65パーセントの減少、うち事業系としては7,865トン、前年度と比較しますと273トン、約3.35パーセントの減少となっております。

また、ごみ焼却量合計は25,823トン、前年度と比較しますと578トン、約2.19パーセントの減少となっております。

続いて、環境測定結果をご報告いたします。5ページをご覧ください。表―2）①排出ガス測定については、1号炉で令和7年7月24日に、3号炉で令和7年8月19日に測

定を行い、その結果は全て協定値（水銀に関しては規制値）の範囲内でございました。

続いて、6ページをご覧ください。表―2）②排出ガス測定（ダイオキシン類）1. 排ガスに含まれるダイオキシン類と2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類については、2号炉で令和7年7月4日に測定を行い、規制値の範囲内でございました。

3. 処理飛灰に含まれるダイオキシン類につきましては、今回、測定はございませんでした。

7ページ、表―3）騒音・振動測定、8ページ、表―4）悪臭物質測定及び9ページ、表―5）臭気濃度測定につきましては、今回、実施してございませんので割愛させていただきます。

10ページ、表―6）処理水の水質測定、11ページ、表―7）排ガス中の重金属測定につきましても、今回、実施してございませんので割愛させていただきます。

次に、12ページ、表―8）、ごみ質分析の調査結果につきましては、紙類41.2パーセント、厨芥類18.8パーセント、布類11.1パーセント、草木類7.0パーセント、プラスチック類19.8パーセント、ゴム類0.5パーセント、金属類0.5パーセント、ガラス類0パーセント、瀬戸物、砂、石 0.1パーセント、その他1.0パーセント、水分39.3パーセント、見掛け比重0.149キログラムパーリットル、低位発熱量2,240キロカロリーパーキログラムでございました。

次に13ページ、表―9）気象測定結果、14ページ、図1、図2につきましては測定を実施していないことから変更ございません。

次に、15ページ、まとめになります。まとめとしましては、極めて簡単ではございますが、今回、報告の期間令和7年8月から10月までの、各種測定結果が規制値や協定値以内であることから、問題はありませんでした。

今後も安全な操業に努めてまいります。

【質疑応答】

[乙委員]	16ページの件に関して、報告しないのですか。
[議長]	資料1について、組合から説明をお願いします。
[甲委員]	はい。

16ページ資料1の令和7年度の搬入車両数と搬出車両数を報告いたします。

今回報告の3ヶ月分を網掛けで明示してあります。今回の3ヶ月分8,754台を追加し、令和7年度の搬入車両の合計台数は20,640台で、前年度同時期との比較では2,243台、9.80パーセントの減少となっております。

搬出車両につきましては、今回の3ヶ月分432台を追加し、令和7年度の搬出車両の合計台数は1,143台で、前年度同時期との比較では132台、10.35パーセントの減少となっております。

搬入車両数と搬出車両数についての報告は、以上です。

17ページ、資料2、印西クリーンセンター放射性物質に関する報告をいたします。

焼却灰の放射性セシウムの測定結果につきましては、令和7年10月で、飛灰が190ベクレル、主灰で21ベクレルでした。次のページの排ガス中の放射性セシウムの測定についても、令和7年10月に行っており不検出となっております。

なお、これまでに検出されたことはございません。

続いて、19ページ、空間線量の推移については、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点、週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の付近や、クリーンセンター敷地境界に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値の最高値及び最低値を載せています。令和7年10月の測定平均で一番高いのは、第3地点で0.080マイクロシーベルトでした。グラフの左下部分で平成30年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

なお、詳細な測定箇所については、次の20ページをご覧ください。

最後に21ページ、焼却灰の処理状況についてご報告させていただきます。焼却灰の放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下であることを確認して、印西地区一般廃棄物最終処分場で埋め立て処理を行っています。令和7年10月末現在の処理量については、3,190トンで、埋立率は31.07パーセントでございます。

臭気濃度の測定方法につきましては環境庁告示63号などの抜粋となります。説明しますと、臭気濃度とは、もとの臭いを人間の感覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍率となります。臭気指数（臭気濃度）の測定については法律上「臭気判定士（国家資格）」が実施することとなっています。

判定の手順につきましては、3個のにおい袋に無臭空気を注入してシリコンゴム栓で封じ、そのうちの1個に、注射器を用いて採取試料を注入し、最初に判定試験を行う希釈倍数になるよう調製する。調製したにおい袋1個と無臭空気のみを注入したにおい袋2個を1組として各パネルに渡す。各パネルは、におい袋用鼻あてを用いて3個のにおい袋のうちから採取試料が注入されていると判定するにおい袋1個を選定する。このにおい袋選定操作を、各パネルについて3回繰り返す。

各パネルが行うにおい袋選定操作ごとに、正解率として、当該パネルが付臭におい袋を選定した場合にあっては1.00、無臭におい袋を選定した場合にあっては0.00を与え、全ての正解率を加算した値をパネル全員の延べ選定回数で除す。これにより平均正解率を得る。

平均正解率が0.58未満の場合は判定試験を終了する。平均正解率が0.58以上の場合は希釈倍数を10倍して再度上記の操作を行い、判定試験を終了する。となっております。説明は以上となります。

議事（2）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】

23ページ、資料4 令和7年度次期中間処理施設事業の進捗状況について説明いたします。令和7年11月末時点でございます。前回の説明からの変更点のみ説明させていただきます。まず変更点といたしまして、3番地域振興策について基本設計、導入機能、規模、配置計画などとなっております。前回11月契約予定となっておりますが、こちらについては、11月に契約締結となりまして、現在業務を進めてございます。次に6番の用地管理業務こちらについても、地域振興策の草刈業務、前回では10月の予定となっておりますが、10月に実施し完了してございます。次に24ページ、令和7年度中間処理施

設整備事業のスケジュールについて、こちらについても、11月末時点となっておりまして、前回からの変更点はございません。次に25ページ、エネルギー回収型焼却処理施設＋マテリアルリサイクル推進処理施設の費用対効果分析こちらにつきましては、このあとの質問回答の際に併せて説明させていただきます。

説明は以上です。

【質疑応答】

〔議長〕	質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	3番の所、地域振興策について、11月に契約したとあるのですが、どういふことか説明できますか。
〔甲委員〕	主に土木工事。造成工事や配置計画、こちらの方をメインとした区域決定です。今年度、温浴施設の方の配置計画等が決まりましたら、令和8年度に建築の基本設計を進める予定です。
〔乙委員〕	今出来ている図面があるのなら示してもらいたいと思います。それは可能ですか。契約しているので出来ますよね。
〔甲委員〕	今進めている、基本設計の中で配置計画等が決まった段階で公表の方をしていきたいと考えています。
〔乙委員〕	今示せない理由は、何かあるのですか。
〔甲委員〕	今はまだ決定しておりません。プロポーザルで実施していますのでその資料の中には、平面図とか公表されていると考えております。その計画図を基にさらに配置計画等の図面が書かれていくと思われれます。
〔議長〕	次回第4回の3月の時には何か提示して頂けるのでしょうか。
〔甲委員〕	業務期間の状況によって公表させていただきたいと考えています。
〔議長〕	では、第4回に期待しましょう。
〔乙委員〕	2番アクセス道路についてですが、百数十メートルの改良工事を行うという事で許可された分ですよね。全体の部分で6月27日に受け入れをして、来年の3月に完了を予定しているということですか。
〔議長〕	どの部分の工事なのか説明願いますか。
〔甲委員〕	アクセス道路につきましては、令和6年度から工事を進めておりまして、令和6年度については、平面図の測点で言いますとナンバー1からナンバー20の区間で、こちらのプレロード工事になります。載荷盛土による工事の方を行ってございます。 令和7年度分としまして、ナンバー21から約100メートル、地盤改良を行うとして発注しておりまして、そちらの部分については、今セメントによる改良をしている状況となっております。
〔議長〕	毎回文書とこの表だけではなくて、何か図面で提出できるものがあれば、資料として提出していただければありがたいです。

議事（3）【自治会からの質問事項の回答について】

なお、自治会側から事前に提出された質問事項25項目について、組合側から順次、回答をお願いしますが、回答・質疑は、11時50分までとさせていただきます。

回答、質疑が時間内に終えない場合、自治会側委員の皆様には、回答内容を確認していただき、ご質問等がありましたら、お手数ですが組合に問合せ願います。

それでは、1 番から順番に説明願います。

会議の効率化と時間の短縮のため、次回第4回の環境委員会より今までと同様の質問につきましては、資料として配付することで回答とさせていただきますので報告します。

質問者がまだ来ていませんので、31 ページから34 ページの質問1 から質問5 は、その方が来てから開始します。それでは、34 ページの質問6 より始めます。

質問6 指定廃棄物の件

- (1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。(松戸市の指定解除との関連)

このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ移動するということか。

【回答】

6

- (1) 指定廃棄物については特に進展はありません。当分の間、現地にて保管することを見込んでいます。

国の指定廃棄物に対する取組等について注視するとともに、今後も引き続き国に指定廃棄物の処理に対する要望等を行って行きたいと考えております。

【質疑応答】

【議長】	説明が終わりました。質疑等はございませんか。
【乙委員】	報道によれば、松戸市で指定廃棄物を解除してもらおう。ということをやっているそうなのですが、それに関して情報ありますか。
【甲委員】	報道発表については確認していますが、個別には特段ございません。
【乙委員】	では、報道の部分を簡単に説明してもらおう事は可能ですか。
【甲委員】	報道は報道の通りだと思います。
【乙委員】	いやいや知らないと。
【甲委員】	報道の説明につきましては、手持ちで持っていないのでできません。
【議長】	今回、私から組合に質問事項を渡した際に、松戸市の指定解除の件が書いてあったのですが、その件に関して質問されているので、何かもうちょっと突っ込んだ回答を頂けませんか。
【乙委員】	報道の件はさておき、34 ページの所に、現地にて保管することを見込んでいますと書いてありますよね。これは今組合としてずっと保管しますよということですか。
【甲委員】	指定廃棄物については、国の責任で処理することとなっていますので、こちらの判断というよりは、国の対応も含めて決めていくことと思っております。
【議長】	では、組合の判断と言う事ですね。
【乙委員】	会議か何かで、組合の人が決めたのではないですか。そういう事ではないのですか。
【甲委員】	いつまで保管するというのは、国と決まっている文書はないです。

〔議 長〕	要は、引き続き保管することを決めた経緯や背景が知りたいのですか。
〔乙委員〕	環境省が依頼し保管しているものだとはいえ、いつまでやるのですか。ずっと依頼されているから、ずっとやるのですよということを聞いています。 この場所は、令和10年3月31日をもって廃止になるわけですね。今保管しているのは、印西市立収集センターの場所であることは間違いないのですが、それはそのまま同じように続けるのですか。それを組合として決めたということですか。
〔甲委員〕	国に、今後も指定廃棄物に対する要望を行っていきたいと考えております。
〔乙委員〕	はい分かりました。では全く変わらないということですか。 令和10年3月31日まで保管。ここは組合ですが、指定廃棄物を保管している場所は印西市で、印西市から無償で借りているわけですね。それと同じことをやっていくのですかという質問です。 そういうふうに決めたのですか。例えば松戸市みたいに何とかしようという話もあると思うのですが、その辺をどう考えているのですか。当面はずっと保管するしかないのですよね。
〔甲委員〕	次に行くところは決まっておりますので、いつまでという決まりは無いですが、現状としては置いているという形です。
〔乙委員〕	組合と印西市の仕事の振り分けが分からないのですが、そのことについて印西市はどのように考えているのですか。
〔甲委員〕	大震災で発生した後に焼却灰が出て、その際に組合から印西市の敷地に置きたいという事で依頼がありまして、それ以来、置いている状況です。というのは間違いございません。その後周辺5市で、印西市含めて関係市で国の環境省の方に大臣要望という形で常に年1回ほど要望して、国の責任で焼却灰等を処分するように要望はしております。現実的な問題を申し上げると国の方で一度千葉市の方に保管をするということを決めたのですがその後、紆余曲折ありまして事態は動いていないという状態が続いているということになりますので、もちろんこのままで良いとは、思っておりませんので引き続き要望活動等の情報交換をしまして、そういう状況であります。
〔乙委員〕	最新の要望は、いつしたのですか。
〔甲委員〕	令和6年2月だと思います。令和7年度は、まだ要望しておりません。
〔乙委員〕	要望というのは、どういう内容の要望なのですか。 まずは、測定するということが必要ですね。濃度が8,000ベクレルを下回っているのか、そうじゃないのか。まず測定の要望はしないのですか。令和6年2月にそういう要望しているのですか。もし、8,000ベクレルを下回っていれば、もう埋め立てられるのですよね。要望というのは行ってきたという事ですが、どういう要望なのですか。
〔甲委員〕	要望の内容としましては、国の責任で放射能の焼却灰を処分するということになりますので、責任を果たしてもらいたいという要望です。
〔乙委員〕	つまり、まず測ってくれという要望にはならないのですか。

[甲委員]	現実的な事を申しますと、測っても国の方で持って行き先がないということなのですが、国の立場としては、測ることもしないし逆に測ってしまうと持っていかなきゃならないということになりますので、それをしないのか国の立場でこちらが申し上げるのは難しいのですが。
[乙委員]	8,000ベクレルを下回っていたら一般廃棄物として、埋め立てられるというふうになっているのですが、まず測ればどうするかというのは、国がどうする印西市でどうするというような判断になってくると思うのですが、ただ先程のような依頼ですと全然動かないような、事が先に進まないような気がするのですよね。まず測るという事が大事だと思うのですが。測って8,000ベクレルを下回っていたら、国が処分しないといけなないのでだから測らないとなっているのではないかなと思うのですが。そういう内容は非常に変ですよね。処分しなきゃいけないから測らないというのは想像でしょうけど。
[甲委員]	それで申し上げますと、印西市の焼却灰自体が組合の所有になっていますので、管理下にありますのでうちは、置くところを貸しているだけです。なのでそれ以上に詳しいところは、組合の方で判断するものだと思います。
[乙委員]	だからまず測ることが必要ですよね。
[甲委員]	組合の方ですよね。
[乙委員]	それは、この間2回前に質問したら、国の事なので組合はタッチしない。国次第です。とのことでした。でも要望というのは令和6年2月に要望したのが最後だと。1年半してないのですよね。要望というのは濃度を測るということではないのですよね。全体の処分に関しての要望ですよね。まずは、濃度を測るというこの要望というのは、非常に有効になって行きます。どうでしょうか。
[乙委員]	私の考えは、8,000ベクレルの中の数字を想定すると数千ベクレル。要は九十何パーセント減っているんで、それを測ってくれと。特にこの指定廃棄物がそのまま置かれていくと、今度は指定廃棄物のある場所で新しい用途に利用すると思うのですがほっとくわけないから。そうするとその指定廃棄物があることから、いろいろな用途が阻害される、そういう恐れがある。それだったら早く測って数千ベクレルしかない物を一般のごみと一緒に処理すればいいのではないかな。
[議 長]	先ずは濃度を測ってからでいいのではないかな。 次回の委員会で、組合から回答をお願いします。 第4回の環境委員会で必ず濃度の測定は要望したか回答ください。 質問者がみえました。 前回、質問者が全く審議されなかったんで遡ってやります。 今の34ページ、質問6指定廃棄物の件はよろしいですか。
[乙委員]	ちょっと言い忘れましたが、松戸市でしたか。他の地域も既に測っていると聞いています。印西だけがなぜ頑なに測らないで、これは国のやることと言うだけで逃げているのかなと、これがちょっと懸案だと思います。
[議 長]	先程、他の委員から同じ質問がありまして。
[乙委員]	測定するのは簡単ですから、機械で測るのですから。すぐできるはずで。どのくらいの濃度になっているのかやってみましょう。

〔甲委員〕	松戸市の情報は、松戸市さんの情報がホームページ等に出ていないので、松戸市としての情報は無かったので、詳しくはお答えできません。 測定等につきましては、国の責任でやること、その先の処分ですとかトータルで考えて動くことになります。
〔乙委員〕	先ほども言った通り、クリーンセンターの場所がこれから10年20年使うのだったら、ほっといてもいいのかも知れないけど、クリーンセンターが無くなるわけですね。そうすると跡地利用という話が出てきますからその時この指定廃棄物がすごく支障になって指定廃棄物ある所には、われわれは行かないなど、そんな話になるので、ぜひ検討してみてください。
〔議 長〕	第4回の環境委員会でくわしくお願いします。 質問1の回答は、いいですね。
〔乙委員〕	はい。
〔議 長〕	次行きましょう。

質問2 火災事故のその後

印西クリーンセンターで令和6年12月27日に火災事故が発生しました。その原因は、印西市消防署の発表によると、「粗大ごみ処理装置の破砕機が変形、内部電極等の衝撃で、プラス極とマイナス極が接触して、発火した」と発表しています。

そこで質問します。

- ① 火災発生当時、組合は、火災の原因は、リチウムイオン電池の破損等による発火の可能性高いとしていたのは間違いでしたか。
- ② 現在、その破砕機は使えないので、粗大ごみの破砕は外注していると聞きますが、どこに、いつまで発注しますか。その費用はどれくらいかかりますか。

【回 答】

2

- ① 令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供があり、出火原因はリチウムイオン電池によるものであるとのことでしたので、組合が当初、火災の発生原因としていたとおりリチウムイオン電池で間違いではないと考えています。
- ② 現在、粗大ごみの中間処理については、民間事業者に委託し実施しています。
期間については、次期施設が稼働するまでの令和10年3月末と考えています。
費用につきましては、ごみ量により変動しますが、今年度予算につきまして9,800万円を計上しています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	年間1億円も金を無駄に使っているということなので、これはぜひ解決をして欲しい。この質問は、いくらかかるのかという質問です。何とかしてほしいというのが正直な私の考えです。
〔議 長〕	次行きましょう。

質問3 印西クリーンセンターの温水センターの今後

現在の温水センターは、温水をつくるのに一部印西クリーンセンターの排熱を使用しているため入場料が安く、人気があります。印西クリーンセンターの停止にともない、温水プールも停止することを知った住民から温水プールの運転を続ける要求が多くなってきました。その住民の要求を受け入れることはできませんか。

新クリーンセンターの近くに温水センターをつくるか、それではお客集まらないようなら、現在の場所で営業するため、料金を下げる手段として新クリーンセンターの余剰電力をプール水の熱源にしてはどうですか。ご検討願います。

【回答】

3

現温水センターはクリーンセンターの余熱を利用して、運営をしております。「温水プールの運転を続けることが出来ないか」とのご質問ですが、現クリーンセンターの移設に伴い、余熱の利用ができなくなる事から、清掃工場の移設に併せ、温水センターにつきましても閉館することとしています。

「新クリーンセンターの近くに温水センターをつくるか」につきましては、現在、吉田区と地域振興施設の規模や機能について、最終調整を進めていますが、温浴施設等の計画に温水プールは含まれていません。

新清掃工場で発電した電力の「余剰電力をプールの熱源にしては、」につきましては、現温水センターで余剰電力を熱源とするための設備整備費用や老朽化に伴う改修費用などトータルコストを考えた場合、現実的ではないと考えます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
[甲委員]	続いて新クリーンセンターの近くに温水センターを作るのかということにつきましては、現在吉田区と地域振興施設の規模などについて最終調整を進めていますが、温浴施設等の契約に温水プールは含まれておりません。新清掃工場で、発電した電力の余剰電力をプールの熱源にしては、につきましては、現温水センターで余剰電力を熱源とするための施設整備費用や老朽化に伴う回収費用などトータルコストを考えた場合現実的ではないというふうに考えてございます。

[乙委員]	これに対しての私の意見は、温水センターを廃止するといえますか。現在の温水センターをこのまま使用できないという一番の理由は、余剰電力を使えないという、だから温水センターを運営してもお金がかかると、通常のプールと一緒にですから。設備については、建物は50年位持ちますので、まだまだ後20年は使えるわけですから、ただ中身は修繕とか改良する必要があるかもしれませんが、余熱利用出来ないのが一番の理由ではないかと。私は電気ボイラーを導入すると現在より少しお金はかかるかもしれませんが、一般のプールよりも安く運営できるのではないかと。という事で提案しました。これは他の地域でも、もちろん焼却場の余剰電力を使って色々な用途を考えていますから、温水ボイラーは余剰電力を使って運転するわけですから、可能じゃないかと、今よりちょっと高いかもしれませんが、一般のプールより安くできるのではないかと。建物そのものは50年ももつわけですから、市民のために是非やるべきだというのが私の意見です。
[甲委員]	繰り返しになってしまいますが、ボイラーの改修費用ですとか、施設自体も大分老朽化していると聞いておりますので、トータル的に含めた場合、余剰電力を活用したとしても存続するのは現実的ではないと、組合として考えております。
[乙委員]	これは市民の声ですから、建物を壊す必要が無いのですから今よりちょっと高くなるかもしれませんが、市民のためにぜひやるべきだという意見です。これは、平行線でしょうけど、最近温水プールが無くなるというのを知らない市民の方が沢山いて、あと2年ちょっとで温水プールが無くなるということを聞いて反対だと、是非継続してほしいという意見を出す方が沢山います。そういうことも考えてください。
[議 長]	よろしいですね。この話はここまでです。

質問4

4 プラスチック資源循環法の運用

- ① プラスチック資源循環法は、今年の10月1日から施行し、「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やすごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%減らす」との目標を国が掲げ、令和7年10月から回収を開始するにしました。この目標は目視では確認できないので、「排出原単位」で読み取ると説明されましたがよく理解できません。もう一度素人でも分かるように説明してください。
- ② プラスチックで出来ている「プチプチ」や発泡樹脂などは空気がたくさん入っているので、軽くて容積が大きいのが難点です、廃プラスチックを出す我々が、空気を減らしてコンパクトにする方法がありますか。

【回答】

4

- ① 印西市及び白井市では、本年10月1日より製品プラスチックの再資源化を開始したところです。
各プラスチックの削減率について、令和3年度実績の数字で説明しますと、燃やすご

みの中の可燃プラスチックについては、約40パーセント削減させるには1日一人当たり4.8グラムの減量が必要です。また、燃やすごみの中の資源可能プラスチックについては、約70パーセント削減させるには1日一人当たりのごみ量34.1グラムの資源化となります。

- ② 「プチプチ」については、空気を抜くことで減容化が図れると考えますので、絞って袋をつぶすなどして空気を抜いていただければと考えます。

なお、発泡樹脂については、ご家庭での減容化は困難と思われます。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	私の考えは、「プチプチ」が家の中に沢山あって、どうやって処分しようかと悩んでいたのですが、今回こういう製品プラスチックを利用することになって、これは出せるなと思ったのですが、組合が絞れば空気は抜けると言うのですが、絞ってみたのですが簡単には抜けません。ものすごく労力が掛かります。このままでも出して良いのではないかと考えています。
〔甲委員〕	ここで一例としてこのようなことを書きましたが、個人個人で出来ることは限られていますので、やれるだけやっていただいて出して頂ければと思います。
〔議 長〕	次行きます。

質問5

5 新クリーンセンターについて

- ① プラントの建設は順調ですか。
- ② 一般見学者が、注目するものがありますか。
- ③ 現在のクリーンセンターのように小学4年生になったら見学するコースはありますか。
- ④ 現在のように一般の人や親子が施設を見学できるコースがありますか。

【回答】

5

- ① 新クリーンセンターにつきましては、当初計画どおり、令和10年4月の稼働開始に向け、順調に建設が進んでいます。
現在、清掃工場の躯体工事をするための、基礎工事を進めています。
- ② 新清掃工場の見学設備として、プラットホーム、ごみピット、排ガス処理施設、蒸気タービン発電機をガラス越しに直接見学できる見学ルートやごみの分別や3Rの大切さを触って学べる展示や地域振興施設など一望出来るビューデッキの設置など計画をしています。
- ③ 現在のクリーンセンターと同様に会議室に集まってガイダンス映像を見て頂き、その後、見学者ルートに沿って小学生が見学することを想定しています。
- ④ 新清掃工場は、自由見学を想定し、検討を進めています。見学ルートに関しては、分かりやすい案内表示の設置などを行い、一般の方や親子の方でも見学が出来るよう、検

討を進めています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	小学生定期的にやるのは、4年生ですよね。今のところは。
〔甲委員〕	はい。
〔乙委員〕	あれは非常に環境学習のためには良い行事ですから是非やって欲しいと思います。 環境委員会というのはこれには書いてないですけど、今我々がやっている環境委員会というのは、新クリーンセンターでもやるのですか。設けるのですか。今決まっているならお願いします。
〔甲委員〕	環境委員会については、吉田区とも今後協議を進め行ければと考えております。
〔乙委員〕	吉田地区の話については、吉田地区の土地を売った方々が、新クリーンセンターに雇われると、そういう条件で作ったという話も聞いていますが、この環境委員会の住民側というのは、そういう利害関係がぜんぜんない、我々の直ぐ傍にクリーンセンターがあるから2.5キロメートル以内の住民はクリーンセンターの環境委員になれるということを、前から聞いています。 今度も吉田地区の方だけじゃなくて、新クリーンセンターから2.5キロメートル以内の方は、クリーンセンターの環境委員の対象にするのでしょうか。そこが心配だったので確認します。
〔甲委員〕	対象とされる区域が2.5キロメートルというのは今の話だと思いますので、その辺も含めて、今後吉田区とどこまでを対象として、こういう会を設置するのか詰めていければと思います。
〔乙委員〕	私も実はクリーンセンターから2.5キロメートル近い所に住んでいるのです。なぜ2.5キロメートルと決めたかと言うと、煙突から煙が着地するところ。それがだいたい2.5キロメートルなのです。今度新しくなると、私の家は2.5キロメートルに近い所に住んでいるわけです。だから私も年なので環境委員やるつもり有りませんが、私の家の近くの住民もその対象に成るのではないかと考えていますからよろしくご検討ください。 吉田地区の方だけ対象にしたなら、利益がある方だけですから、それはやめてほしい。利益のある方じゃなくて、影響のある方を対象にしてほしいと考えております。
〔議 長〕	引き続き環境委員の設立などを考えて下さい。 ここで4分から5分休憩入れましょう。
〔議 長〕	議事を再開します。ご着席ください。 次35ページ7番からお願いします。

質問 7

7 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7」排ガス中の重金属測定（調査測定）」で、測定結果の下に、

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083（排ガス中の金属分析方法）に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料（抜粋）と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果（表-8, 9, 10）（抜粋）を添付します。への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

注意書きの「・・・されていませんでした。・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・」という矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。

【回 答】

7

協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。

カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法であるJIS K 0083で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。

記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思えます。

※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度限り実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083（排ガス中の金属分析方法）に規定されていませんでした。平成28年3月4日の環境委員会において測定方法等についての指摘がありましたがそのまま測定結果等の報告を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会での協議の結果、削除することになりました。

※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	前回も話したと思うのですが、該当がなかったものの JIS K 0083 で測定できるものでしたと書いてあるのですが、誰がどうやってしたのですか。前回も言ったけど決まっていけない物の準用は出来ないのですよ。それをどうしてお分かりいただけないのかと思ひまして。
〔議 長〕	新しい切り口で説明出来ないでしょうか。
〔甲委員〕	こちらに書いているものが新しいものなので、判断はございません。
〔議 長〕	前回と同様の回答と言う事ですね。
〔乙委員〕	ちゃんと JIS K 0083 と書いてあるのだから、それに書いてないことは、準用出来ないのですよ。ナトリウム測ろうとして、カルシウムの方をそのまま出来るのですか。という例えと同じですよ。決められた事はやれるのだけど、決めてない事は出来ない。ただ単純にそういう事なのです。それをここで出来ると判断したのはどうしてなのですか。
〔議 長〕	その質問に対しても何か答えられますか。答えられませんか。 この質問に対しては毎回意見が紛糾するのですが、組合側も住民側も意見の平行線をたどる。ということで組合側から新しい切り口の回答が出れば良いのですが、なかなか出てこないの、本件については組合側で再度話し合っ何て何か委員の質問に寄り添えるような回答が出るのであれば次回以降よろしくお願ひしたいと思ひます。 次行きましょう。

質問 8

8 住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。

住宅宿泊事業者の表示は掲出されているのか。（民泊事業者の表示掲示により、市民のためのごみの集積所との区別が明確になり、適正な処理につながる）

【回答】

8

- a) 千葉県ホームページ等により把握しております。
- b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。

表示につきましては、千葉県の所管となりますので、そちらにお問合せください。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	今回出した質問文の所が、前回のやつを使いまわして貼り付けているのですよね。そうじゃありませんか。

〔甲委員〕	こちらの質問事項は、最後の括弧の所が加えられていますが、そこも併せて印西市さんに確認してもらって答えを載せています。
〔議 長〕	使いまわしてはないという事ですね。
〔乙委員〕	質問の所、括弧に書いてあると言いますが、その部分の回答は全くないですね。ここで期待しているのは事業者が表示を出しているのは、周囲の人も、例えばその家から出てきた物は、事業系の一般廃棄物ですよと言う事を認識できるじゃないですか。もし表示が無ければ、それも分からないですよ。だから民泊事業者の場所がある所については、そういうことがあるのですよと言うようなことを地元のごみ処理場、ごみ集積場を管理している人たちにお知らせした方が良いのではないですか。そういうふうに思っています。
〔甲委員〕	こちらの回答については、印西市から掲載しているのですが、ここに書いているように、所管につきましては千葉県になりますので、制度上表示することが義務づけられているものは行っているのですが、現実的にそれが表示されていないかを含めて、所管が違いますので、千葉県になってしまうとご理解いただければと思います。
〔乙委員〕	所管の話ではなく、実際処理するのは、クリーンセンターなのですよね。印西クリーンセンターに運ばれてきて、事業系の一般廃棄物としてちゃんと正規ルートの処理が必要で、私たち市民の税金で処理すべきものではないのですよ。だからそれが分かるように、てだてを工夫してやってね、という事です。何か言うと、これは県です。市です。と言うのは違うでしょ手を携えてやってくれないかなと、私は思います。
〔甲委員〕	こちらにもちょっと、書いてはあるのですが、民泊事業者については、事業系ごみとして出すように通知はしております。あと苦情がきたときには、個別にポスティングを行ったり、家庭形から出たものと事業系は別ですので、そこはきちっと対応しております。
〔議 長〕	印西市としては対応しているという事ですね。
〔乙委員〕	白井市と栄町はしているのですか。栄町は今日お休みなのでいいです。
〔甲委員〕	白井市としても家1件しかないですが、同様の対応しております。
〔議 長〕	次行きましょう。

質問 9

9 会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。

従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策としてワード Word の利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

【回答】

9

現在、現状の方法が一番早いものと考えています。

しかしながら、更なる効率化を目指し、安価で優秀なソフトの情報があつたときは、教えていただければと思います。

※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	議事録作るためにここで録音している、テープレコーダーを使ってやっているとありますが、AIを使ったものとか、そういうものに置き換えて試してみるとか、そういう事はされないですか。
〔甲委員〕	機材等の初期費用かかるものは、すぐというのは難しいと思います。 情報は AI によるものなどあるのですが、当然いい情報の羅列が多いので、実際にどう吟味するかというのが有りますので、世の中に商品一杯あると思うのですが、何か口コミではないですけど、同じような自治体さんで使ったようなものが有れば、参考にしたいなと思っております。
〔議 長〕	私的なのですが、私も管理組合の理事をやっているのですが、ICレコーダーに録音してそれをパソコンに入れるのですが、データを文字に変換するのがあって、今度それをクロードというソフトがあるのですが、それに変換すると議事録が作れるので多分、僕が言っていることは組合さん分かつと思うので、せっかくマイク使ってやっていますから、音はきれいに取れているはずなので、工夫してやってみてください。
〔甲委員〕	今、仰っているように、文字化までは出来ているのですが、そこから先が変換されなかったり、日常的に違う言葉が出てきたりしますので、主旨と変換した所の意味がずれてくるところがあるので、その確認に時間が掛かることが多いです。
〔議 長〕	引き続きよろしくお願いいたします。 次行きましょう。

質問 10

10 組合ホームページで、一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の第三社期間による測定結果の件

組合のホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の令和7年度第三者機関による測定結果」（<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-/07-ijikanri-3kikan-.pdf>）のデータは正しいのか。

【回答】

10

測定年月日と測定結果を得た年月日に誤りがありました。測定結果について、再度、確認を行いました。測定結果については、正しく掲載しております。

今後は、掲載について、誤記がないように注意いたします。

誤記についての訂正内容は、以下のとおりです。

1 号炉

訂正前

測定年月日 令和7年8月25日

測定結果を得た年月日 令和7年7月24日

訂正後

測定年月日 令和7年7月24日

測定結果を得た年月日 令和7年8月25日

2号炉

訂正前

測定年月日 令和7年8月25日

測定結果を得た年月日 令和7年7月4日

訂正後

測定年月日 令和7年7月4日

測定結果を得た年月日 令和7年8月25日

3号炉

訂正前

測定年月日 令和7年9月10日

測定結果を得た年月日 令和7年8月19日

訂正後

測定年月日 令和7年8月19日

測定結果を得た年月日 令和7年9月10日

【質疑応答】

〔議長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	最近そういうのが多いですね。誤記だとか、別に誤記だけでは無いのですが、何故ですか。考えたことありますか。どうしたら間違えないでやれるか考えて仕事できませんか。もっと注意をしてほしいです。
〔議長〕	委員の言葉を肝に銘じてやって欲しいです。よろしくお願いします。次行きましょう。

質問 11

11 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」の件
次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開された。

配布と簡潔な説明を希望する。

(2) 公開された費用対効果分析で、便益の中継施設に関する項目の計上はいかなる理由か。

【回答】

11

(1) 別紙資料のとおり

(2) 便益は、本事業を実施する場合に得られる収益のほか、本事業を実施しない場合に要する費用を計上します。

本事業を実施しない場合であっても、生活環境を保全するためごみ処理を継続する

必要があります。

本事業を実施しない場合、新クリーンセンター施設の機能を外部に求めることとなり、ごみを外部の処理施設に運搬しなければなりません。

中継施設は、外部の処理施設へごみを効率的に運搬することを目的とした施設であり、本分析書においては、本事業を実施しない場合に要する施設整備費用として計上しています。

【補足説明】

別紙資料ということで、費用対効果分析シートの説明資料を使って説明させていただければと思います。

費用対効果分析については、次期中間処理施設建設事業の着手前に実施することとされており、本費用対効果書については、事業計画が決定した平成29年7月に作成しています。

今回清掃工場の建築工事の着手に伴い、千葉県より再度、費用対効果書の提出が求められ、費用対効果書の内容確認や語句の修正を行い提出・公表をしたものです。

それでは、費用対効果分析シートについて説明します。

試算条件としまして、左上の表が、次期中間施設を建設した場合の費用試算条件となります。条件として、日量156トン进行处理する施設とマテリアルリサイクル推進施設15トンの施設規模としています。

廃棄物処理施設の建設費としましては、155億8440万円で1トン当たり9990万円となります。

施設の運営費用として、年間6億1384万3千円としています。

次にモニタリング費用として、建設期間に2億2千万円、運営期間に700万円としています。

焼却灰の処分費用として、1トン当たり2万9990円、混合灰委託費用として、1トン当たり4万7630円。

次に、マテリアルリサイクル推進施設建設費として、20億4903万円、人件費として、年間8470万7千円、用役費として、年間1036万4千円、点検補修費として、年間3662万2千円以下、ビン類単価からプラ容器委託単価までは、収集運搬や資源化費用となります。

次に、スチール缶からペットボトルまでは、売却単価となります。

以上を合計したものが、次期中間処理施設建設した場合の費用となります。

左の表の下便益の欄が、次期施設を建設しないで、民間委託する場合の費用試算条件となります。

焼却施設と規模が違うのは、施設の運転日数が異なるためで、焼却施設は出来るだけ休まず連続運転することを目指す施設ですが、中継施設は5日運転を原則としていることになります。

マテリアルリサイクル施設の施設規模としては、日量38トンとなります。

中継施設の建設費としては、25億7635万9千円で1トン当たり1552万円となります。

用役費として、1072万3千円（電気・薬品・燃料・用水）点検補修費として、年間、1億4590万3千円としています。

可燃物処理委託費として、1トン当たり5万2700円としています。

焼却残さ最終処分委託費用として、1トン当たり3万2200円としています。

マテリアルリサイクル推進施設建設費としまして、47億3513万6千円。

用役費として、1年間当たり590万3千円。

点検補修費1トン当たり6905万4千円。

中継施設・マテリアルリサイクル施設の1年間の人件費として、1億8707万5千円。

ガラスびん、プラ容器取引単価として、1トン当たり4万6059円売熱益として、年間、3,777万5,300円としています。

この試算条件を、当該年度に振り分けたものが、下の表となり、次期中間処理施設は、平成36年度（令和6年度）に着手し、平成39年度に工事完了、その後施設運営となります。

次に、次期施設を建設しないで、民間委託する場合の試算条件を当該年度に振り分けたものが便益の欄となり、中継施設を平成38年度、39年度で建設し、平成40年度から可燃物処理民間委託となります。

次期中間処理施設を建設する場合の年度ごとの合計費用としては、費用累計となり、次期施設を建設しないで、民間委託する場合の合計費用としては、便益累計となります。費用合計の下の方に、現在価値換算合計とありますが、これは将来的な貨幣の価値を現在の価値に直したもので、将来的な負担を今の負担に直した場合に使用される考え方です。

次期中間処理施設を建設する場合、ある年度までに要した費用の減算価値換算した値の累計が、費用累計の欄の値となります。同様に次期施設を建設しないで民間委託する場合に、ある年度までに要した費用の減算価値換算した値の累計が便益累計の欄の値となります。この便益累計を費用累計で、除したものが、費用対効果分析の指標 B/C となり、一番下の列に示されています。

この B/C については、1を超えると、次期施設を建設しないで、民間委託する場合に比べ、次期中間処理施設を建設する場合の方が経済性で有利となり、この表で言うと平成47年度が1.021となり、次期中間処理施設の平成40年度の稼働開始から、8年後の平成47年度以降、運営を継続する場合、経済性で有利であることが示されています。

(2)

11番の(2)便益は本事業を実施する場合に考える収益なのかにつきましては、本事業を実施しない場合であっても生活環境を保全するためごみ処理を継続する必要があります。本事業を実施しない場合、新クリーンセンター施設の機能を外部に求めることとなり、ごみを外部の処理施設に運搬しなければなりません。中継施設は外部の処理施設へのごみを効率的に運搬することを目的とした施設であり、本分析書においては本事業を実施しない場合、施設整備費用として計上していきます。

〔議 長〕	費用対効果分析の説明で、質疑等ございませんか。 皆さんも持ち帰って改めて読んでみてください。分からないことがあれば、直接、組合に質問してみてください。 では、次に行きましょう。
-------	--

質問 1 2

12 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。組合の管理者が藤代健吾印西市長（令和6年8月6日現在）に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。

【回答】

12

委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっております。

また、これまでの協定書の改正内容が分かるよう組合ホームページに改正内容をご載せてございます。

管理者への環境委員会と協議書等に関するレクチャーにつきましては、令和7年6月11日に皆様に配布させていただいた資料と同じ「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」、「印西クリーンセンター環境委員会細則」を使用して、管理者へレクチャーを行っております。

※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	管理者へ説明したと理解したのですが、6月の時に八千代市のごみ処理が無かったと思うのですが、それは如何ですか。
〔議 長〕	乙委員の言っている、他地域のごみを受け入れる場合は、協議を必要とすると記載があるのですが、それを通り越してやったことについて管理者、市長への質問があるということだと思います。
〔甲委員〕	一つ質問します。後の15番で、そこと関係する所もありますので、その時に併せてやることでも宜しいでしょうか。
〔議 長〕	15番で八千代市の事が、書いてありますので。
〔乙委員〕	時間は、大丈夫ですか。
〔議 長〕	15番の終わりまでやりましょう。 では、次行きます。

質問 13

13 2024年12月27日の火災に関して

- (1) 組合のホームページの「緊急時対応マニュアル（平成27年9月）」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。
- (2) 火災による影響と対応状況はいかがか。
- (3) 消防署の見解は出たのでしょうか。

【回答】

13

- (1) 令和6年度第4回印西クリーンセンター環境委員会と令和7年度第1回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約9時間後の16時46分に、鎮火となりました。
当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。
- (2) 火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市の協力により処理を行いました。12月30日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かったことから、処理を再開しております。不燃ごみ・粗大ごみの処理施設については、甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かったことから民間処理施設を探し、(株)カツタ（ひたちなか市）に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。
- (3) 令和6年12月27日に発生した印西クリーンセンターの火災について、令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供がありました。本報告書によりますと、本火災は、ごみ処理施設の工場棟3階選別室から出火し、工場棟の一部及び収容物が焼損した建物火災であり、出火原因は粗大ごみに混入していたリチウムイオン電池が、粗大ごみ処理過程の破砕機により変形、衝撃等で内部電極のプラス極とマイナス極が接触したことで内部短絡を起こし出火、コンベアによって運搬され、磁力選別機付近でコンベア内の可燃物及びコンベアベルトに着火し、No.2破砕物搬送コンベアからNo.1破砕物搬送コンベアに焼け下がり延焼拡大したもののことでした。

※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。

【質疑応答】

【議長】	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
【乙委員】	印西クリーンセンター緊急時対応マニュアルというのがあると思うのですが、その所で火災とかがあった場合どうするのか書いてあって、事故などの報告、ここに書いてあるのですが、その関係とかを説明してください。あと報告書と言うのは、配られたと言っているものしかないですか。そんなもので、火災が起きたのだけどそれで良いですかというふうになるのでしょうか。どうしたら、そういう事が二度と起きないようにするにはどうしたらいいかなど、そういう事に役立てるようにしてほしい。

〔甲委員〕	対応マニュアルのどの部分でしょうか。
〔乙委員〕	ちゃんと環境組合に報告すると書いてあります。
〔甲委員〕	今確認したところは、お調べして次回お知らせしたいと思います。
〔議 長〕	消防組合から書面で最終的に受け取っているのですよね。
〔甲委員〕	最終は受取っています。
〔議 長〕	我々にお示し頂けるのであれば、次回対応でお願いしたいと思います。ちょっと時間なのですが、15番八千代市の件ちょっとやりましょう。

質問 15

15 6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。

協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である（八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった。）管理者から明確な説明を求める。

- (2) 他地区からのごみを搬入する場合の手続きは協定書に記載されているが、印西地区ごみ処理実施計画も改定する必要があると思われる。（東京二十三区清掃一部事務組合では変更している。）

【回答】

15

6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載につきましては、お配りしている令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の欄外に表示しております。

協定につきましては、第4条にやむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議することとなっております。八千代市からは5月下旬に故障に伴い船橋市に処理を予定しており、その手続き方法（組合が令和6年末に船橋市へ依頼している）について問い合わせがありました。その後、八千代市と船橋市で協議を進めました。しかし船橋市で全量を受け入れできないと6月13日（金）に判明し、処理を依頼してきたものです。組合では、急ではありましたが受入れが必要と判断し週明けの6月16日（月）に自治会側委員代表者に報告後受入れをいたしました。委員の皆さんへは委員会で報告することとなりました。

また、協定書第4条の報告、協議につきましては、今後も様々なことが予想されますので、まずは、自治会側委員代表者に連絡し、その後委員の皆様へ電話またはメールなどで協議させて頂こうと考えています。

- (2) 臨時的なものであることから印西地区ごみ処理実施計画の改定につきましては行いません。

また、今後も臨時的なものにつきましては変更を行いません。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等ございませんか。
〔乙委員〕	(2) の所で、臨時的な物であるのですが、東京都23区はちゃんとやっているのですよ。同じ仕事をやっていて片方は良くて片方は悪いと言うのは悪いわけではないですが、片方はやらなくていいのですか。それって変じゃありませんか。ちゃんと印西市に關与しているわけだからどう思っているのですか。
〔甲委員〕	組合としてはそのように考えているという事です。東京の一組さんについては一組さんの考え方はあると思うのですが、具体的なその部分について東京の一組さんの所はちょっと分からなかったのも、うちとしての考えは、今お示しした通りです。
〔乙委員〕	ちゃんと変更すればいいだけの問題じゃないですか。するべき話ですよ。確かに協定書の所に処理計画について、修正するとか策定するとか書いてないけど、それはやっぱりやるべきじゃないですか。
〔甲委員〕	あと、補足で先程の臨時的な部分ですが、近隣の自治体にもう少し確認して同じような事をしていますと、確認しております。
〔乙委員〕	今の最後の所よく分からないのですが。
〔甲委員〕	同じような事例の近隣の自治体でしょうか。同じような場合の処理について確認しました。 臨時的な部分については、実施していないということでした。
〔乙委員〕	臨時と言うのは、緊急に申し込まれた場合を指しているのですよね。
〔甲委員〕	そういうことです。
〔乙委員〕	それでは、なんでもなし崩しになってしまうではないですか。そうではないですか。
〔甲委員〕	そうではなくて、臨時的なものについてということです。 継続的な物であれば、やるということです。
〔乙委員〕	それは駄目だと思います。
〔乙委員〕	ちょっとまとめたいのですが、そもそも、ここのクリーンセンターと近隣のごみ処理施設とで、もしこういう事故や不測の事態があった場合、お互いに協力しましょうね。という取り決めがあるのかどうか、もう一つはこの委員会で協定書がなぜあるのかちょっと分からないのですが、ここで協定書通りに例えば連絡が来て、ここで会議をして、では受け入れます、受け入れませんと言う権限はここにあるのかなと。ここの会議に参加していない地域や自治会に居れば、白井市の人もあるし、栄町の方の人もあるし、彼らの意見はぜんぜん吸い上げないで、ここで協議をするということになります。この項目自体がなぜあるのか不思議でしょうがないのです。この2つについて、意見を聞きたいです。

[議 長]	時間が10分過ぎてしまいました。申し訳ございません。 今の委員の質問はICレコーダーに録音されているはずなので、会議録に文書で書き出してください。 別の委員の質問もまだ沢山残っているのですが、後日質問があれば組合の方に直接お願いします。 以上を持ちまして私からは終わりにします。 議事進行を事務局にお返しします。
-------	---

[事務局]

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項とお願いということで、2点あります。

1点目、会議録につきましては、作成しだい委員の皆様方に配布いたします。併せて操業報告をまとめた文書を各自治体の班数分配布致しますので、案内回覧などの対応をお願いします。

2点目、次回の環境委員会ですが、令和8年3月7日（土）午前10時を予定しています。あらかじめ、ご予定のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、令和7年度第3回環境委員会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

令和7年 1 月 14 日

議 長

甲委員

大野 徳強



乙委員